

# 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）の概要

群馬県農政部技術支援課鳥獣害対策係

## 1 事業目的

鳥獣被害防止特措法の規定により作成する鳥獣被害防止計画に基づき、市町村が実施する総合的な被害対策の取り組みを支援することにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資する。

事業要件	被害防止計画の作成、地域協議会の設置
補助率の優遇	鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対しては、推進事業の補助率を優遇（1/2 以内→定額（10/10）） ※ 狩猟免許所持者数に応じた定額補助、実施隊特定活動等

## 2 事業内容

事業内容	事業主体	補助率
○地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲機材(わな等)の導入 ・生息調査機材(発信機、受信機)の導入 ・緩衝帯整備等	市町村協議会	1/2 以内、定額（※） ※実施隊経費は、捕獲の有資格者数により 100 ～ 300 万円を定額補助
○実施隊特定活動 ・大規模緩衝帯整備（1ha 以上） ・誘導捕獲柵わな導入		定額 上限 480 千円/ha(税抜) 上限 38 千円/m <sup>2</sup> (税抜)
○緊急捕獲活動支援 ・有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）等	市町村協議会 市町村	定額
○侵入防止柵の整備 ・電気柵、金網柵等	市町村協議会	定額 直営施工 1/2 以内 請負施工
○処理加工施設の整備 ・処理加工施設、焼却施設		1/2 以内 上限単価の設定あり
○射撃場の整備 ・射撃施設等の整備、鉛対策の実施		1/2 以内